

21日自発第2号

2021年9月27日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳殿

日本自治委員会議長

勧 告

昨年度、校則などの学校の決まり等を要因として学校に通学することができなくなった児童生徒が5572人に達している。文部科学省も2021年6月8日付で「校則の見直し等に関する取組事例について」と題した事務連絡を各教委に対して発出し、校則の見直しを呼びかけているところである。これに前後する形で各県において校則の見直しが進んでいるところである。

しかし一方で、下着の色を白色限定とし、違反した生徒の下着を取り上げたり、ツーブロックの髪型を禁止する等の児童生徒の人権を無視した校則、生徒指導が継続されている実情がある。埼玉県においても県立鳩山高等学校の生徒がヘアドネーションの取り組みのため、髪を長髪にする旨申し出たところ、同校当局がこれを認めず、威圧的な指導を繰り返し、当該生徒を一時不登校に追い込んだ。これはれっきとした人権侵害であり、到底容認できるものではない。

日本自治委員会(以下「委員会」という)は、こうした子どもの自由と人権を侵害するような学校運営の在り方を変えるため、上述の社会情勢も踏まえ、埼玉県教育委員会(以下「貴委員会」という)に対し、別紙の通り勧告する。

以上

(担当課/連絡先)



メール jpjichi.gaimu@gmail.com

(別紙)

1. 貴委員会の所管する県立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校等(以下「県立学校」という)に対し、次の各号に掲げる校則及び生徒指導に係る見直し・改善策に取り組むよう通知や事務連絡を通じて指導すること。

一、日本国憲法を逸脱するような基本的人権を侵害する校則及び生徒指導を撤廃する。

二、地毛証明書の提出を求めたり、頭髪について規制する一切の校則及び生徒指導を撤廃する。また、これに付随する検査、整容指導等は撤廃する。

三、下着及び肌着の色や形を制限する一切の校則及び生徒指導を撤廃する。また、これに付随する検査、整容指導等は撤廃する。

四、制服の着用を強制する校則及び生徒指導を撤廃する。また、これに付随する検査、整容指導等は撤廃する。

五、児童生徒の自己表現、言論出版表現の自由を制限する一切の校則及び生徒指導は撤廃する。

六、児童生徒の各種の校外団体、社会運動、政治運動等への参加について規制する一切の校則及び生徒指導を撤廃する。

七、児童生徒の学校外での行動について制限する校則及び生徒指導は撤廃する。

八、児童生徒のアルバイトを規制する一切の校則及び生徒指導を撤廃する(なお、児童生徒のアルバイトに対する規制を撤廃しないのであれば、児童生徒が十分学業に集中して取り組めるよう生活費や住宅を給付・提供する仕組みを作る)

九、校則及び生徒指導の見直し・改善にあたっては、児童生徒の意見表明の機会を常に確保し、児童生徒が意思決定に加わることができる公式的な制度を県内一律で整備する。また、学校が自ら児童生徒がこれらについて議論し、考える機会を設ける。

2. 県教育事務所を通じ、各市町村教育委員会(以下「地教委」という)、及び各地教委が所管する公立小中学校等(以下「市区町村立学校」という)に対し、前項に掲げる事項を参考送付し、同様の取り組みを行うよう求めること。

3. 前2項に掲げる取り組みに関し、県立学校及び地教委を毎年度2回以上訪問し、進捗状況を詳細に把握するとともに、改善が見られないあるいは改善の速度が遅い状況がみられるとき、指導又は助言を行い、改善させること。

4. 県立学校及び市区町村立学校の校則及び生徒指導に係る諸規程について、運用実態を調査し、結果を全てホームページ上で公開すること。

5. 児童生徒が教育政策・教育行政に意見を述べる場を貴委員会において設ける。(参考：神奈川県教育委員会「子ども教育委員会」の事例)

6. 児童生徒あるいは保護者が、県立学校における校則及び生徒指導に係る不満、苦情、疑問、陳情、相談等を貴委員会に対して申し出ることができるよう、貴委員会内に相談窓口を設け、県立学校に所属する児童生徒及び保護者に周知すること。

7. 児童生徒あるいは保護者が県立学校における校則及び生徒指導に係る不満、苦情、疑問、陳情、相談等を貴委員会に対して申し出たとき、貴委員会は、申出人たる児童生徒あるいは保護者から主訴をよく傾聴し、児童生徒の人権を侵害している、又は尊重していないとき、迅速に当該県立学校長に対して指導又は助言を行うこと。

8. 児童生徒あるいは保護者が県立学校における校則及び生徒指導に係る不満、苦情、疑問、陳情、相談等を貴委員会に対して申し出たとき、申出人たる児童生徒あるいは保護者が県立学校において不利益を被らないよう保護すること。

9. 委員会との間で定期的に情報共有・意見交換の場を設けること。また、児童生徒あるいは保護者が県立学校の校則及び生徒指導に関して委員会に陳情したとき、委員会と協力して問題の解決にあたること。

以 上